

清水町簡易宿泊・民泊仲介サイト等利用手数料給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住希望者（旅行者含む）が、民泊等を通じて地域の人々と交流することにより、関係人口の増加を図るとともに、空き家・空き店舗等を有効活用した宿泊不足解消に繋げることを目的とし、簡易宿泊・民泊サイト等の利用手数料や運営に係る自己負担分を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 住宅宿泊事業法の規定による住宅宿泊事業の届出を行い、受理された者
- (2) 旅館業法の規定による簡易宿所営業の旅館業営業許可申請を行い、許可された者
- (3) 町内にある物件であること
- (4) 町税等の滞納がないこと
- (5) 清水町暴力団排除条例（平成24年清水町条例第23号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しない者

(給付金の額)

第3条 この要綱における給付金の額は次のとおりとする。

- (1) 民泊サイト利用手数料 民泊仲介サイト事業者により定められた利用手数料とする。ただし、宿泊決済金額の15%を限度とし、算定された額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
- (2) 民泊等運営経費 民泊等の事業開始や運営に係る別表1の経費の2分の1とし、上限を10万円とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。ただし、1物件1回限りの給付とする。

(交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」）は、清水町簡易宿泊・民泊サイト等利用手数料給付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 民泊仲介サイト事業者により定められた利用手数料の支出が確認できる書類の写し

- (2) 民泊等運営に係る経費の領収書等の写し
- (3) 写真（第3条第2号の備品等を設置し撮影したもの）
- (4) 預金通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名及び支店名が分かるページの写し）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定及び確定等）

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、給付金の交付の可否を決定する。

- 2 町長は前項の規定により給付金を交付することを決定及びその額を確定したときは、清水町簡易宿泊・民泊サイト等利用手数料給付金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するとともに、速やかに支払うものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により給付金を交付しないことを決定したときは、清水町簡易宿泊・民泊サイト等利用手数料給付金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、申請者に通知する。

（決定の取消し）

第6条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他の不正手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- 2 町長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。
- 3 町長は、第1項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合は、書面により交付決定者に通知するものとする。

（返還）

第7条 町長は、前条の取消しを行った場合において、既に交付した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 町長は、前項の規定により給付金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

民泊等運営経費
(1) 旅館業営業許可申請に係る保健所への申請手数料
(2) 消防法に係る消防用設備設置費用 (自動火災報知器、消火器等)
(3) 消防法に係る防災物品 (防災カーテン、防災絨毯等)
(4) 民泊等の物件撮影費用 (民泊サイト掲載のためにカメラマンに依頼し、撮影する費用)
(5) その他、民泊等を運営するにあたっての必要な経費